

高圧ガス保安法手続マニュアル (容器等関係編)

高圧ガス保安法(以下、「法」という。)の容器保安規則(以下、「容器則」という。)に係る申請等に適用する。

【目次】	頁
手続にあたっての注意点(提出前に必ず確認してください).....	1
高圧ガスの種類又は圧力の変更申請書	2
容器検査所登録申請書(容器検査所登録更新申請書)	2
検査主任者届書	4
容器検査所廃止届書	4
巻末資料(様式集)	

令和5年5月
福井県防災安全部消防保安課

手続にあたっての注意点

容器の所有者、容器検査所の登録または登録更新をしようとする者もしくは容器検査所の登録を受けた者が、法に基づき必要となる手続を行う際の注意点は、下記のとおりです。

1 提出方法

原則として福井県電子申請サービス(以下、「電子申請」という。)を利用して提出すること。

インターネット環境がないなどの理由で電子申請ができない場合は、書類を郵送(返信用封筒(必要な切手を貼付したもの)を同封)または持参(訪問日時について県担当者と事前に相談)すること。

2 提出先

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県防災安全部消防保安課

3 提出部数

電子申請の場合:1部(福井県証紙を除き、すべて電子データで提出すること)
郵送または持参の場合:2部(正本(県提出用)1部・副本(届出者返戻用)1部)

4 申請手数料

(1)対象となる手続

- ア 高圧ガスの種類又は圧力の変更申請書
- イ 容器検査所登録申請書
- ウ 容器検査所登録更新申請書

(2)納付方法

ア 福井県手数料納付システム(以下、「システム」という。)

福井県手数料納付システム利用者記入用紙兼証紙貼付台紙(以下、「台紙」という。)に、申請者名、申請区分、申請手数料金額、決済完了メールに記載のある12桁の取引IDを記入すること。

※申請者名以外で手続をした場合は、台紙の申請者名の欄について、申請者名を記載した後に()書きで手続をした際の名称を記載し、申請者との関係が分かる資料(名刺など)を添付すること。

<記入例>

申請者名:〇〇ガス株式会社(△△△△)

イ 福井県証紙(以下、「証紙」という。)

台紙に、申請者名、申請区分、申請手数料金額を記入し、所定の手数料額の証紙を貼付すること。

(3)留意事項

(1)アにおいて、1件の申請で手数料金額が30万円以上の場合は、システムでの納付ができませんので、証紙を利用してください。

高圧ガスの種類又は圧力の変更申請書

容器の所有者が、充てんする高圧ガスの種類または圧力の変更をしようとする際、法第54条第1項に基づき知事等に申請を行うときに必要な手続は、下記のとおりです。

1 提出時期

随時 ※標準事務処理日数【12日】(補正日数、休日・祝日等は含みません。)

2 提出先

刻印等の種類および容器の大きさによって、次のようになります。

刻印等の実施者	申請書提出先
高圧ガス保安協会	高圧ガス保安協会
指定容器検査機関	指定容器検査機関
自主検査刻印等	
(1)内容積が500リットル超の容器 (2)内容積500リットル以下の鉄道車両に固定する容器	中部近畿産業保安監督部近畿支部 (容器の所在場所を管轄する産業保安監督部に申請)
内容積が500リットル以下の容器 (鉄道車両に固定するものを除く。)	福井県防災安全部消防保安課 (容器の所在場所を管轄する都道府県に申請)

※福井県以外に申請する場合は、申請先の指示に従ってください。

3 添付書類

高圧ガスの種類又は圧力変更申請書のほか、以下のような書類が必要になります。

No	必要となる書類	備考
1	委任状	容器所有者以外の者が手続をするとき
2	高圧ガス容器変更内容明細書	
3	容器の性能に関する資料	
4	容器の打刻内容の拓本等	

容器検査所登録申請書(容器検査所登録更新申請書)

容器検査所の登録または登録更新をしようとする者が、法第49条第1項(更新にあっては法第50条第1項)に基づき必要となる手続は、下記のとおりです。

1 申請単位

容器検査所ごとに行うこと。

2 提出時期

新規登録の場合:業務を開始しようとする日(工事が伴う場合には、工事に着手する日)の15日前までに行うこと。

登録更新の場合:登録期限の切れる15日前までに行うこと。

※標準事務処理日数【12日】(補正日数、休日・祝日等は含みません。)

3 添付書類

容器検査所登録申請書または容器検査所登録更新申請書のほか、以下のような書類が必要になります。

No	必要となる書類	備考
1	申請者の適格性を確認する書類等	
	(1)委任状	代表者以外の者が手続をするとき
	(2)登記事項証明書のコピー	履歴事項全部証明書(法人の場合)
	(3)住民票の写しのコピー	市区町村長発行のもの(個人の場合)
2	検査設備明細書	
3	検査設備明細書の添付資料	
	(1)容器再検査の工程	
	(2)事業所平面図および案内図	事業所内の図面に加えて付近の状況がわかる資料を添付すること
	(3)容器検査設備の配置図	
	(4)容器再検査設備の仕様書、構造図、写真等	<超低温容器以外の容器再検査設備の場合> 圧力計、膨張計、はかり、水槽、錆落とし設備、洗浄設備、乾燥設備、内部照明検査設備、その他設備(バルブ脱着器、底部測定器、塗装設備等)等 <超低温容器の容器再検査設備の場合> 気密試験設備(圧力計)、断熱性能試験設備(重さ計、流量計)、その他設備(塗装設備等)
	(5)残ガス回収のための設備の仕様書、構造図等	可燃性ガスおよび毒性ガスの容器再検査を行う容器検査所の場合
	(6)容器再検査合否判定基準	
	(7)附属品再検査工程	附属品再検査を行う容器検査所の場合 ※(8)、(9)項においても同様
	(8)附属品再検査設備の仕様書、構造図等	気密試験、性能検査のための設備
	(9)附属品再検査合否判定基準	
(10)容器検査所登録刻印	使用する刻印(マーク)の拓本等	
4	容器検査所登録票	登録更新申請の場合は、現容器検査所登録票のコピー添付すること

4 留意事項

- (1)第一種製造者等の許可を受けている事業所が登録申請をしようとする場合には、「3 添付書類」のうち、「1 申請者の適格性を確認する書類(委任状を除く。)」は不要です。
- (2)登録更新申請の場合において、登録時または前回申請時から変更が無いときは、添付書類のうち「1 申請者の適格性を確認する書類(委任状を除く。)」は、登録時または前回申請時書類の写しを添付していただいて構いません。
- (3)検査設備等に変更が無い部分については、前回の提出書類の写しを添付していただいて構いません。

検査主任者届書

容器検査所の登録を受けた者が、検査主任者を選任または変更に伴い選任・解任し、法第52条第2項に基づき必要となる手続は、下記のとおりです。

- 1 届出単位
容器検査所ごとに行うこと。
- 2 提出時期
新規選任の場合：検査業務開始予定日の15日前までに行うこと。
変更選解任の場合：変更後遅滞なく行うこと。
- 3 添付書類
検査主任者届書のほか、資格区分に応じた以下の書類を添付すること。

No	検査主任者の選任資格区分	必要書類
1	製造保安責任者免状取得者	製造保安責任者免状の写し
2	大学、高等専門学校において、化学、物理学または工学に関する課程を修めて卒業した者であって、1年以上の実務経験者	経歴書・履歴書
3	高等学校において、工業に関する課程を修めて卒業した者であって、2年以上の実務経験者	経歴書・履歴書
4	容器、附属品の製造の作業または検査の実務について、3年以上の経験者	経歴書・履歴書
5	自動車整備士(1級大型自動車整備士、1級小型自動車整備士、1級二輪自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ジーゼル自動車整備士または2級二輪自動車整備士)	資格証明書の写し

容器検査所廃止届書

容器検査所の登録を受けている者が、容器検査の業務を廃止したときに、法第56条の2に基づき必要となる手続は、下記のとおりです。

- 1 届出単位
容器検査所ごとに行うこと。
- 2 提出時期
廃止後遅滞なく行うこと。
- 3 添付書類
容器検査所廃止届書のほか、容器検査所登録票の写しを添付すること。
※容器検査所登録票の原本は手続完了後に破棄すること。

容器則様式第2（第9条関係）

高圧ガスの種類又は 圧力変更申請書	× 整 理 番 号	
	× 受 理 年 月 日	年 月 日
	× 措 置 番 号	
所 有 者 氏 名		
住 所		
容 器 の 記 号 及 び 番 号		
容器に充填する高圧ガスの種類 又は圧力の変更内容		

年 月 日

代表者 氏 名

福井県知事 様

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

容器則様式第5（第30条関係）

容器検査所登録申請書	× 整理番号	
	× 受理年月日	年 月 日
	× 登録番号	
名 称		
容器検査所所在地		
容器再検査をする容器の種類及び 附属品再検査をする附属品の 種 類		
欠格事由に 関する 事項	1 高圧ガス保安法第38条第1項の規定により許可を取り消され、取り消しの日から2年を経過しない者	
	2 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者	
	3 心身の故障により容器再検査又は附属品再検査を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者	
	4 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの	
	5 高圧ガス保安法第53条の規定により登録を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者	

年 月 日

代表者 氏名

福井県知事 様

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

容器則様式第6 (第31条関係)

容器検査所登録更新申請書	× 整理番号	
	× 受理年月日	年 月 日
	× 登録番号	
名 称		
容 器 検 査 所 所 在 地		
容器再検査をする容器の種類及び 附属品再検査をする附属品の 種 類		
欠 格 事 由 に 関 す る 事 項	1 高圧ガス保安法第7条第1号又は第2号に掲げる者	
	2 高圧ガス保安法第53条の規定により容器検査所の登録を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者	
	3 心身の故障により容器再検査又は附属品再検査を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者	
	4 法人であって、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの	

年 月 日

代表者 氏名

福井県知事 様

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

容器則様式第8（第35条関係）

検査主任者届書		× 整理番号	
		× 受理年月日	年 月 日
名称			
容器検査所所在地			
選 任	製造保安責任者免状の種類		
	検査主任者の氏名		
解 任	製造保安責任者免状の種類		
	検査主任者の氏名		
選 任	年 月 日		
解 任			
解任の理由			

年 月 日

代表者 氏名

福井県知事 様

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。
 3 製造保安責任者免状の種類は、製造保安責任者免状の交付を受けている者のみ記載すること。

容器則様式第9（第39条関係）

容器検査所廃止届書	× 整理番号	
	× 受理年月日	年 月 日
	× 登録番号	
名 称		
容器検査所所在地		
業務廃止年月日		
業務廃止の理由		

年 月 日

代表者 氏 名

福井県知事 様

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。